

令和 3 年度

静岡県立特別支援学校

高等部入学者選考実施要領

静岡県立特別支援学校（視覚障害）

高等部専攻科入学者選考実施要領

高等部入学者募集要項

高等部専攻科入学者募集要項

静岡県教育委員会

目 次

令和3年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考実施要領	…	1
令和3年度静岡県立特別支援学校（視覚障害）高等部専攻科入学者選考実施要領	…	5
各種様式		
様式第1号 入学願書	…	7
様式第2号 調査書A	…	9
様式第3号 調査書B	…	11
様式第4号 追検査受検願	…	13
様式第5号 合格通知書	…	14
様式第5-2号 合格通知書（分校用）	…	15
様式第6号 合格通知書（専攻科用）	…	16
様式第7号 委任状	…	17
令和3年度静岡県立特別支援学校高等部入学者募集要項		
静岡県立特別支援学校（視覚障害）高等部入学者募集要項	…	19
静岡県立特別支援学校（聴覚障害）高等部入学者募集要項	…	23
静岡県立特別支援学校（知的障害）高等部入学者募集要項	…	26
静岡県立特別支援学校（肢体不自由）高等部入学者募集要項	…	32
静岡県立特別支援学校（病弱）高等部入学者募集要項	…	36
静岡県立特別支援学校高等部訪問教育入学者募集要項	…	39
令和3年度静岡県立特別支援学校（視覚障害）高等部専攻科入学者募集要項		
静岡県立特別支援学校（視覚障害）高等部専攻科入学者募集要項	…	41
その他		
付属資料1・・・気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合の措置について	…	44
付属資料2・・・入学者選考に係る情報の開示	…	46
令和3年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考及び高等部専攻科入学者選考の日程	…	47

令和3年度

静岡県立特別支援学校
高等部入学者選考実施要領

令和3年度

静岡県立特別支援学校高等部入学者選考実施要領

静岡県教育委員会

1 選考基本方針

- (1) 特別支援学校では、特別支援学校の校長又は中学校長が提出する入学志願者に関する調査書（以下「調査書」という。）を主たる資料とし、それを補うものとして、特別支援学校において実施する面接、適性検査等により、各高等部の教育を受けることが適当な者を総合的に選考し、校長が合格者を決定する。
- (2) 各学校では、この実施要領に基づいて、それぞれの障害種、学科等に応じた選考方法により実施する。

2 学校、学科及び募集定員

障害種	学 校	学 科	募 集 定 員
視覚障害	静岡県立浜松視覚特別支援学校	普通科	各学校の募集定員は別に公示する。
		保健医療科	
聴覚障害	静岡県立沼津聴覚特別支援学校	特進技能科	
		生産応用科	
知的障害	静岡県立東部特別支援学校伊豆高原分校	普通科	
	静岡県立伊豆の国特別支援学校		
	静岡県立伊豆の国特別支援学校伊豆松崎分校		
	静岡県立御殿場特別支援学校		
	静岡県立沼津特別支援学校		
	静岡県立沼津特別支援学校伊豆田方分校		
	静岡県立沼津特別支援学校愛鷹分校		
	静岡県立富士特別支援学校		
	静岡県立富士特別支援学校富士宮分校		
	静岡県立清水特別支援学校		
	静岡県立静岡北特別支援学校		
	静岡県立静岡北特別支援学校南の丘分校		
	静岡県立藤枝特別支援学校		
	静岡県立藤枝特別支援学校焼津分校		
	静岡県立吉田特別支援学校		
	静岡県立掛川特別支援学校		
	静岡県立掛川特別支援学校御前崎分校		
	静岡県立袋井特別支援学校		
	静岡県立袋井特別支援学校磐田見付分校		
	肢体不自由		静岡県立浜北特別支援学校
静岡県立浜松特別支援学校			
静岡県立浜松特別支援学校城北分校			
静岡県立浜松みをつくし特別支援学校			
病弱	静岡県立浜名特別支援学校		
	静岡県立東部特別支援学校		
	静岡県立中央特別支援学校		
	静岡県立西部特別支援学校		
	静岡県立天竜特別支援学校		

3 志願資格

入学を志願することができる者（以下「志願者」という。）は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に定められた障害を有する者で、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和3年3月に特別支援学校の中学部を卒業見込みの者
- (2) 令和3年3月に中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業見込みの者
- (3) 特別支援学校の中学部又は中学校を卒業した者
- (4) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

参考 学校教育法施行令第22条の3

病弱者	肢体不自由者	知的障害者	聴覚障害者	視覚障害者	区分
<p>一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも</p> <p>二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも</p>	<p>一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも</p> <p>二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも</p>	<p>一 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも</p> <p>二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの</p>	<p>両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のも</p>	<p>両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のも</p>	障害の程度

4 願書受付期間、検査実施日及び合格発表日

学 校	願書受付期間	検査実施日	合格発表日
静岡県立浜松視覚特別支援学校 (本校、沼津分室、静岡分室)	令和3年 2月16日(火)から 2月18日(木)午後3時まで	3月3日(水)	3月12日(金) 正午以降
静岡県立沼津聴覚特別支援学校 静岡県立天竜特別支援学校			
静岡県立伊豆の国特別支援学校 静岡県立御殿場特別支援学校 静岡県立沼津特別支援学校 静岡県立富士特別支援学校 静岡県立清水特別支援学校 静岡県立静岡北特別支援学校 静岡県立藤枝特別支援学校 静岡県立吉田特別支援学校 静岡県立掛川特別支援学校 静岡県立袋井特別支援学校 静岡県立浜北特別支援学校 静岡県立浜松特別支援学校 静岡県立浜松みをつくし特別支援学校 静岡県立浜名特別支援学校 静岡県立東部特別支援学校 静岡県立中央特別支援学校 静岡県立西部特別支援学校	令和3年 1月28日(木)から 2月1日(月)午後3時まで (土曜及び日曜を除く。)	2月9日(火)	2月22日(月) 正午以降

学 校	願書受付期間	検査実施日	合格発表日
静岡県立東部特別支援学校伊豆高原分校 静岡県立沼津特別支援学校伊豆田方分校 静岡県立富士特別支援学校富士宮分校 静岡県立静岡北特別支援学校南の丘分校 静岡県立藤枝特別支援学校焼津分校 静岡県立掛川特別支援学校御前崎分校 静岡県立袋井特別支援学校磐田見付分校 静岡県立浜松特別支援学校城北分校	令和3年 1月5日(火)から 1月7日(木)午後3時まで	1月19日(火)	1月28日(木) 正午以降
静岡県立伊豆の国特別支援学校伊豆松崎分校 静岡県立沼津特別支援学校愛鷹分校		1月20日(水)	

5 志願手続

(1) 志願者は、入学願書(様式第1号)及び各学校で必要とする書類を、在学する特別支援学校の校長又は中学校長を経由して志願先特別支援学校の校長に提出する。

特別支援学校の校長又は中学校長は、志願者から提出された書類のほか、調査書(A(様式第2号)又はB(様式第3号))を志願先特別支援学校の校長に提出する。

(2) 入学者選考の実施において、特に配慮が必要な志願者は、事前に本人、保護者及び在学する学校で確認の上、在学する学校又は卒業した学校から志願先特別支援学校に連絡すること。

(3) 志願者は、他の障害種の特別支援学校を併願することはできない。

6 調査書の作成

調査書は、静岡県教育委員会が交付する所定の様式を用い、別に示す調査書作成の手引に従い、志願者の在学又は出身の特別支援学校の校長又は中学校長が作成する。

7 追検査

検査実施当日、病気その他のやむを得ない理由により、検査等を受けられなかった者で追検査を希望する者は、検査実施日の午後3時までに追検査受検願(様式第4号)を在学する特別支援学校の校長又は中学校長を経由して志願先特別支援学校の校長に提出し、その指示を受ける。

8 再募集

選考の結果、合格者数が募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。

9 合格者の発表

志願者が在学する特別支援学校の校長は、合格者に対し合格通知書(様式第5号又は様式第5-2号)を交付する。

10 新型コロナウイルスの状況に応じた対応

新型コロナウイルス感染拡大等の状況によって、必要に応じて追って示す。

令和3年度

静岡県立特別支援学校（視覚障害）

高等部専攻科入学者選考実施要領

令和3年度

静岡県立特別支援学校（視覚障害）

高等部専攻科入学者選考実施要領

静岡県教育委員会

1 選考基本方針

- (1) 特別支援学校（視覚障害）では、特別支援学校の校長又は高等学校長が提出する入学志願者に関する調査書（以下「調査書」という。）を主たる資料とし、それを補うものとして、特別支援学校（視覚障害）において実施する面接、適性検査等により、専攻科の教育を受けるに足る能力等を総合的に判定し、校長が合格者を決定する。
- (2) 特別支援学校（視覚障害）では、この実施要領に基づいて、学校による選考方法により実施する。

2 学校、学科及び募集定員

学 校	科	学 科	募 集 定 員
静岡県立浜松視覚特別支援学校	専攻科	理 療 科	募集定員は別に公示する。
		保健理療科	

3 志願資格

入学を志願することができる者（以下「志願者」という。）は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に定められた障害を有する視覚障害者で、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和3年3月に特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業見込みの者
- (2) 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の各号のいずれかに該当する者

参考 学校教育法施行令第22条の3

病弱者	肢体不自由者	知的障害者	聴覚障害者	視覚障害者	区分
二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	障害の程度

4 願書受付期間、検査実施日及び合格発表日

学 校	願書受付期間	検査実施日	合格発表日
静岡県立浜松視覚特別支援学校	令和3年 2月16日(火)から 2月18日(木)午後3時まで	3月3日(水)	3月12日(金) 正午以降

5 志願手続

- (1) 志願者は、入学願書(様式第1号)及び学校で必要とする書類を、在学する特別支援学校の校長又は高等学校長を経由して志願先特別支援学校(視覚障害)の校長に提出する。
特別支援学校の校長又は高等学校長は、志願者から提出された書類のほか、調査書(令和3年度大学入学者選抜実施要項「第5 調査書」の別紙様式に準ずる。)を志願先特別支援学校(視覚障害)の校長に提出する。
- (2) 入学者選考の実施において、特に配慮が必要な志願者は、事前に本人、保護者及び在学する学校で確認の上、在学する学校又は卒業した学校から志願先特別支援学校に連絡すること。

6 調査書の作成

調査書は、志願者の在学又は出身の特別支援学校の校長又は高等学校長が作成する。

7 追検査

検査実施当日、病気その他のやむを得ない理由により、検査等を受けられなかった者で追検査を希望する者は、検査実施日の午後3時までに追検査受検願(様式第4号)を在学する特別支援学校の校長又は高等学校長を経由して志願先特別支援学校(視覚障害)の校長に提出し、その指示を受ける。

8 再募集

選考の結果、合格者数が募集定員に満たない場合には、再募集を実施する。

9 合格者の発表

特別支援学校(視覚障害)の校長は、合格者に対し合格通知書(様式第6号)を交付する。

10 新型コロナウイルスの状況に応じた対応

新型コロナウイルス感染拡大等の状況によって、必要に応じて追って示す。

各種樣式

受付 番号	※	志 望 科	志望 学科	第 1 志 望	第 2 志 望	
<h1 style="margin: 0;">入 学 願 書</h1> <p style="text-align: right; margin: 0;">令和 年 月 日</p> <p style="margin: 0;">静岡県立 学校長様</p> <p style="margin: 0;">私は貴校に入学したいので保護者と連署して志願します。</p>						
志 願 者	ふりがな 氏 名					年 月 日生
	現 住 所					
	入学後の 予定住所					
保 護 者	ふりがな 氏 名				④	志願者との 続柄
	現 住 所					
志 願 者 の 学 歴 及 び 職 歴 等	学 校 名			年 月 日	入 学 卒 業	そ の 他
	小学校 小学部 第6学年				卒	業
	中学校 中学部 第1学年				入	学
	中学校 中学部 第3学年				卒業・卒業見込み	

※印欄は、記入しないでください。

(裏)

連 絡 先 カ ー ド				
受 検 番 号	※	志 願 者 氏 名		保 護 者 氏 名
住 所	(〒 -)			電 話 番 号

連絡先カードは、志願者又は保護者と緊急連絡が取れるよう記入してください。

※印受検番号の欄は、記入しないでください。

志 願 理 由 書 (本 人 及 び 保 護 者)	
	令和 年 月 日
静岡県立	学校長 様
	志願者氏名
	保護者氏名 ㊟
貴校を志願する理由は次のとおりです。	

調査書 A

(令和3年度用)

2	ふりがな 氏名						3性別	4生年月日				
								昭和 平成	年	月	日生 (満歳)	
5	学年	欠席日数					遅刻回数	早退回数				
		病気	事故	計								
	1											
	2											
	3											
欠席等の 状況	備考											
6	測定日	年 月 日					測定日	年 月 日				
		右	()				聴力	右	()			
	左	()				左		()				
7	主障害	視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱										
8	手帳等	身体障害者手帳			級		交付年月日		年 月 日			
		療育手帳			A・B		交付年月日		年 月 日			
		(手帳がない場合…障害の状況及び手帳の取得予定の有無について)										
9	各教科	教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術・ 家庭	外国語	
		評定										
	学習の 記録	総合的 な学習 の時間										
		特記 事項										

調査書 B

(令和3年度用)

2 ふりがな 氏名					3性別	4生年月日 昭和 年 月 日生 平成 (満 歳)			
5 欠席等 の 状 況	学年	欠席日数			遅刻回数	早退回数	備 考		
		病気	事故	計					
	1								
	2								
	3								
6 身体 の 状 況	測定日	年 月 日			測定日	年 月 日			
	視力	右	()			聴力	右	()	
		左	()				左	()	
7 障 害 等	主障害	視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱 ()							
	副障害	無・有 [視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱・その他 ()]							
8 手 帳 等	身体障害者手帳	級		交付年月日		年 月 日			
	療育手帳	A・B		交付年月日		年 月 日			
	(手帳がない場合…障害の状況及び手帳の取得予定の有無について)								
9	運動能力の記録								

(裏)

1	志望校	静岡県立	学校 分校	受付番号	※
10	学 習 の 記 録	国 語			
		数 学			
		自立活動			
		総合的な 学習の 時間			
		そ の 他			
11	行 動 及 び 性 格 の 記 録	学 校 に お け る 様 子			
		家 庭 に お け る 様 子			
		通 学 状 況			
12	その他				
この記載事項に誤りがないことを証明する。					
令和 年 月 日					
学 校 名					
校長氏名		印		記載者氏名	
				印	

静岡県教育委員会

追 検 査 受 検 願

令和 年 月 日

静岡県立

学校長 様

受検番号（ ） 志願者氏名

Ⓜ

下記の理由により受検できなかったので、追検査をお願いします。

記

理 由

- (注)
- 1 理由が病気の場合には医師の診断書等を、交通事情等の理由による場合には、その事務担当者の証明書等、受検できなかった理由が正当であることを証明するに足る書類を添える。
 - 2 本用紙は志願者又保護者が作成する。
 - 3 本用紙は、複写（コピー）して使用してよい。

合格通知書

令和 年 月 日

立

学校中学部
中学校

受検番号 ()

氏 名 様

静岡県立

学校長 印

あなたは、令和3年度静岡県立 学校高等部入学者選考において、
本校の高等部 科に合格したので通知します。

合格通知書

令和 年 月 日

立

学校中学部
中学校

受検番号 ()

氏 名

様

静岡県立

学校長



あなたは、令和3年度静岡県立 学校高等部 (分校) 入学者選考
において、本校の高等部 (分校) 普通科に合格したので通知します。

合 格 通 知 書

令和 年 月 日

立

学校高等部
高等学校

受検番号 ()

氏 名

様

静岡県立

学校長



あなたは、令和3年度静岡県立浜松視覚特別支援学校高等部専攻科入学者選考において、
本校の高等部専攻科 科に合格したので通知します。

委任状

令和 年 月 日

静岡県立 学校長 様

立 学校
校長氏名



令和3年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考における合格通知書の受領を、下記の者に委任いたします。

記

職	氏名

受領年月日

令和 年 月 日

(注) 本用紙は、在学する特別支援学校長、中学校長又は高等学校長が作成する。

令和3年度

静岡県立特別支援学校
高等部入学者募集要項

令和3年度 静岡県立特別支援学校（視覚障害）

高等部入学者募集要項

静岡県立特別支援学校（視覚障害）の高等部は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、視覚障害を主たる障害とする生徒に対して、高等学校に準ずる教育を施すとともに、その障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

保健医療科においては、あん摩マツサージ指圧師を目指すための専門教育を中心に行う。

1 学校、学科及び募集定員

学 校	学 科	募 集 定 員
静岡県立浜松視覚特別支援学校	普 通 科	募集定員は別に公示する。
静岡県立浜松視覚特別支援学校 沼津分室	保 健 理 療 科	
静岡県立浜松視覚特別支援学校 静岡分室	保 健 理 療 科	

2 志願者の資格

(1)又は(2)のいずれかに該当する者のうち、(3)に該当する者

(1) 普通科（以下のいずれかに該当する者）

ア 令和3年3月に特別支援学校の中学部を卒業見込みの者又は卒業した者

イ 令和3年3月に中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業見込みの者又は卒業した者

(2) 保健医療科

中学校卒業又はこれと同等の学力があると認められる視覚障害者（中学校等卒業後に視覚障害者となった者。高等学校以上の卒業者を除く。ただし、特別の事情のある者については学校に相談する。）

※各学校の通学区は以下のとおりとする。

学 校	通 学 区
静岡県立浜松視覚特別支援学校 沼津分室	東部地区在住者
静岡県立浜松視覚特別支援学校 静岡分室	中部地区在住者及び西部地区在住者

(3) 以下のいずれかの視覚障害の程度の者

ア 両眼の視力が矯正（眼鏡使用）で0.3未満の者

イ 視力以外の視機能障害（視野、光覚等）が強度の者

ウ 将来、視力が著しく減退するおそれのある者

3 入学志願の手続

(1) 入学志願に必要な書類は、直接志願先学校で受け取るか、角形2号の返信用封筒（志願者の氏名、住所、郵便番号を明記し、切手（代金は各校で作成する入学者募集案内を参考にすること）を貼付したもの）を同封の上、郵送で申し込むこと。

書類の請求は、令和3年1月5日（火）から令和3年1月25日（月）までとする。

ただし、この間の土曜日、日曜日及び祝日を除く。時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

(2) 出願書類

ア 普通科

- (ア) 入学願書 (志願者及び保護者作成)
- (イ) 調査書 (在学学校又は出身校の校長作成 A4縦型)
- (ウ) 眼科診断書 (医師作成)

イ 保健医療科

- (ア) 入学願書 (志願者及び保護者作成)
- (イ) 内科診断書 (医師作成)
- (ウ) 眼科診断書 (医師作成)
- (エ) 卒業証明書 (出身学校長作成)

ウ その他、志願校が提出を求める書類

(3) 入学検定料

入学検定料は徴収しない。

(4) 出願書類の受付

ア 出願書類は、令和3年2月16日(火)から令和3年2月18日(木)までに、志願者の在学する特別支援学校の校長又は中学校長を経由して、普通科を志願する者は、静岡県立浜松視覚特別支援学校に、保健医療科を志願する者は、静岡県立浜松視覚特別支援学校沼津分室(静岡県立沼津視覚特別支援学校内)又は静岡県立浜松視覚特別支援学校静岡分室(静岡県立静岡視覚特別支援学校内)に提出する。時間は午前9時から午後4時30分までとする。ただし、最終日は午後3時までとする。

過年度卒業生においては、郵送又は直接持参する。

イ 郵送による提出の場合は、書留・親展で令和3年2月18日(木)午後3時までに必着のこと。その場合、事前に志願先特別支援学校長と連絡をとること。また、受検票を返送するので、長形3号の返信用封筒(志願者の氏名、住所、郵便番号を明記し、94円切手を貼付する。)を同封すること。

ウ 出願書類の提出先

静岡県立浜松視覚特別支援学校	〒433-8111	浜松市中区葵西五丁目9-1 電話番号(053)436-1261 ファクシミリ番(053)438-2876
静岡県立浜松視覚特別支援学校沼津分室 (静岡県立沼津視覚特別支援学校内)	〒410-0046	沼津市米山町6-20 電話番号(055)921-2099 ファクシミリ番(055)921-5104
静岡県立浜松視覚特別支援学校静岡分室 (静岡県立静岡視覚特別支援学校内)	〒422-8006	静岡市駿河区曲金六丁目1-5 電話番号(054)283-7300 ファクシミリ番(054)282-8919

(5) 高等学校中途退学者の場合

高等学校を中途退学した者が志願する場合は、次によるものとする。

ア 第1学年をその年度の12月31日までに退学して出願する場合は、出身中学校長を経由して出願するものとする。

イ 第1学年をその年度の1月1日以降に退学して出願する場合及び第2学年、第3学年を退学して出願する場合は、退学した高等学校の校長を経由して出願するものとする。この場合、高等学校長は調査書の写しを作成し、併せて高等学校における学習と行動の記録等の書類を作成して添付するものとする。

4 入学者の選考

(1) 日時及び会場

- ア 日時 令和3年3月3日(水) 午前9時から
- イ 会場 願書提出先の視覚特別支援学校

(2) 内容等

- ア 普通科
 - (ア) 学力調査又は適性検査
 - (イ) 面接
- イ 保健医療科
 - (ア) 学力検査(国語、数学)
 - (イ) 適性検査
 - (ウ) 面接

※詳細は、入学者募集案内に掲載

(3) 追検査

当日、病気その他のやむを得ない理由により、検査等を受けられなかった者で追検査の受検を希望する者は、選考検査当日午後3時までに追検査受検願(様式第4号)を在学する特別支援学校の校長又は中学校長を経由して志願先学校長に提出し、その指示を受ける。

5 合格者の発表

令和3年3月12日(金)正午以降に、願書提出先の学校に掲示するとともに、志願者の在学する特別支援学校の校長又は中学校長を経由して本人に合格通知書を交付する。また、過年度卒業者に対しては合格通知書を本人に直接郵送する。

志願者の在学する特別支援学校の校長又は中学校長が、他の者に合格通知書の受領を依頼する場合は、委任状(様式第7号)を作成し、受領時に志願先の特別支援学校の校長に提出すること。

※電話及びファクシミリ等による問い合わせは受け付けない。

6 再募集

選考の結果、合格者数が募集定員に満たない場合は、再募集を行う。

(1) 実施校・学科及び募集人数

再募集を実施する学校・学科及び募集人数は、令和3年3月12日(金)午後4時以降に各願書提出先特別支援学校において発表する。

(2) 再募集の願書の受付期間 令和3年3月16日(火)から3月17日(水)まで

(再募集の書類請求は、令和3年3月15日(月)午前9時から午後4時30分まで)

(3) 検査日 令和3年3月22日(月)

(4) 再募集合格者の発表 令和3年3月24日(水)

正午以降、願書提出先の学校に掲示する。

※詳細は、願書提出先の学校に問い合わせること。

7 当日の注意

- (1) 受検票は必ず持参すること。
- (2) 当日やむを得ない理由で受検できない場合は、検査開始時刻までに願書提出先視覚

特別支援学校長に連絡を取り、指示を受けること。この場合、病気の者は医師の診断書を、交通機関の故障その他の場合は、関係機関等の証明書を取っておくこと。

- (3) 受検者は保護者と一緒に面接を行うので、必ず保護者同伴とする。ただし、保護者を同伴できない場合は、保護者に準ずる者を同伴することができる。

なお、保護者及び保護者に準ずる者を同伴できない場合はその旨申し出ること。また、面接時以外の保護者の付き添いについては志願先の学校長の指示に従うこと。

- (4) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合の措置や、緊急事態発生時の対応については、学校の指示に従うこと。

8 その他の注意事項

- (1) 入学志願に当たっては、本要項のほか志願先の学校の入学者募集案内を参照すること。
- (2) 志願者は、願書提出以前に願書提出先の学校で教育相談を受けること。
- (3) 本要項等に不明な点がある場合は、直接願書提出先の学校に照会すること。

9 新型コロナウイルスの状況に応じた対応

新型コロナウイルス感染拡大等の状況によって、必要に応じて追って示す。

令和3年度 静岡県立特別支援学校（聴覚障害）

高等部入学者募集要項

静岡県立特別支援学校（聴覚障害）の高等部は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、聴覚障害を主たる障害とする生徒に対して、高等学校に準ずる教育を施すとともに、その障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

1 学校、学科及び募集定員

学 校	学 科	募 集 定 員
静岡県立沼津聴覚特別支援学校	特進技能科	募集定員は別に公示する。
	生産応用科	

2 志願者の資格

- (1) 又は(2)に該当する者のうち、聴覚障害を主たる障害とする者
- (1) 令和3年3月に特別支援学校の中学部を卒業見込みの者又は卒業した者
 - (2) 令和3年3月に中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業見込みの者又は卒業した者

3 入学志願の手続

- (1) 入学志願に必要な書類は、直接志願先学校で受け取るか、角形2号の返信用封筒（志願者の氏名、住所、郵便番号を明記し、切手（代金は沼津聴覚特別支援学校で作成する入学者募集案内を参考にすること）を貼付したもの）を同封の上、郵送で申し込むこと。

書類の請求は、令和3年1月5日（火）から令和3年1月25日（月）までとする。ただし、この間の土曜日、日曜日及び祝日を除く。時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

(2) 出願書類

- ア 入学願書（志願者及び保護者作成）
- イ 調査書（在学又は出身校の校長作成 A4縦型）
- ウ 健康診断書（現在中学校に在籍していない者のみ。医師作成）
- エ その他、志願校が提出を求める書類

(3) 入学検定料

入学検定料は徴収しない。

(4) 出願書類の受付

ア 出願書類は、令和3年2月16日（火）から令和3年2月18日（木）までに、志願者の在学する特別支援学校の校長又は中学校長を経由して、沼津聴覚特別支援学校校長に提出する。時間は午前9時から午後4時30分までとする。ただし、最終日は午後3時までとする。

過年度卒業者においては、郵送又は直接持参する。

イ 郵送による提出の場合は、書留・親展で令和3年2月18日（木）午後3時までに必着のこと。その場合、事前に志願先特別支援学校長と連絡をとること。また、受検票を返送するので、長形3号の返信用封筒（志願者の氏名、住所、郵便番号を明

記し、94円切手を貼付する。)を同封すること。

ウ 出願書類の提出先

静岡県立沼津聴覚特別支援学校	〒410-0045	沼津市泉町4-1 電話番号(055)921-3398 ファクシミリ番(055)923-5327
----------------	-----------	---

(5) 高等学校中途退学者の場合

高等学校を中途退学した者が志願する場合は、次によるものとする。

ア 第1学年をその年度の12月31日までに退学して出願する場合は、出身中学校長を経由して出願するものとする。

イ 第1学年をその年度の1月1日以降に退学して出願する場合及び第2学年、第3学年を退学して出願する場合は、退学した高等学校の校長を経由して出願するものとする。この場合、高等学校長は調査書の写しを作成し、併せて高等学校における学習と行動の記録等の書類を作成して添付するものとする。

4 入学者の選考

(1) 日時及び会場

ア 日時 令和3年3月3日(水)午前9時から

※詳細は、入学者募集案内に掲載

イ 会場 静岡県立沼津聴覚特別支援学校

(2) 内容等

ア 学力検査(国語、数学、英語)

イ 面接

ウ その他(受検者の状態により、ア、イ以外の検査を実施する場合がある。)

※詳細は、入学者募集案内に掲載

(3) 追検査

当日、病気その他のやむを得ない理由により、検査等を受けられなかった者で追検査の受検を希望する者は、選考検査当日午後3時までに追検査受検願(様式第4号)を在学する特別支援学校の校長又は中学校長を経由して沼津聴覚特別支援学校長に提出し、その指示を受ける。

5 合格者の発表

令和3年3月12日(金)正午以降に、沼津聴覚特別支援学校に掲示するとともに、志願者の在学する特別支援学校の校長又は中学校長を経由して本人に合格通知書を交付する。また、過年度卒業者に対しては合格通知書を本人に直接郵送する。

志願者の在学する特別支援学校の校長又は中学校長が、他の者に合格通知書の受領を依頼する場合は、委任状(様式第7号)を作成し、受領時に志願先の特別支援学校の校長に提出すること。

※電話及びファクシミリ等による問い合わせは受け付けない。

6 再募集

選考の結果、合格者数が募集定員に満たない場合は、再募集を行う。

(1) 学科及び募集人数

再募集を実施する学科及び募集人数は、令和3年3月12日(金)午後4時以降に沼津聴覚特別支援学校において発表する。

- (2) 再募集の願書の受付期間 令和3年3月16日(火)から3月17日(水)まで
(再募集の書類請求は、令和3年3月15日(月)午前9時から午後4時30分まで)
- (3) 検査日 令和3年3月22日(月)
- (4) 再募集合格者の発表 令和3年3月24日(水)

正午以降、沼津聴覚特別支援学校に掲示する。

※詳細は、沼津聴覚特別支援学校に問い合わせること。

7 当日の注意

- (1) 受検票は必ず持参すること。
- (2) 当日やむを得ない理由で受検できない場合は、検査開始時刻までに沼津聴覚特別支援学校長に連絡を取り、指示を受けること。この場合、病気の者は医師の診断書を、交通機関の故障その他の場合は、関係機関等の証明書を取っておくこと。
- (3) 面接は、受検者及び保護者ともに行う。ただし保護者が出席できない場合は、保護者に準ずる者が面接を行うことができる。
なお、保護者及び保護者に準ずる者が出席できない場合はその旨申し出ること。また、面接時以外の保護者の付き添いについては、沼津聴覚特別支援学校長の指示に従うこと。
- (4) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表された場合の措置や、緊急事態発生時の対応については、学校の指示に従うこと。

8 その他の注意事項

- (1) 入学志願に当たっては、本要項のほか沼津聴覚特別支援学校の入学者募集案内を参照すること。
- (2) 志願者は、願書提出以前に沼津聴覚特別支援学校で教育相談を受けること。
- (3) 本要項等に不明な点がある場合は、直接沼津聴覚特別支援学校に照会すること。

9 新型コロナウイルスの状況に応じた対応

新型コロナウイルス感染拡大等の状況によって、必要に応じて追って示す。

令和3年度

静岡県立特別支援学校（知的障害）

高等部入学者募集要項

静岡県立特別支援学校（知的障害）の高等部は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、知的障害を主たる障害とする生徒及び肢体不自由を主たる障害とし知的障害を併せ有する生徒に対して、高等学校に準ずる教育を施すとともに、その障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。（ただし、肢体不自由を主たる障害とし知的障害を併せ有する生徒は肢体重複学級設置校に限る。）

1 学校及び募集定員

学 校	募 集 定 員
静岡県立東部特別支援学校伊豆高原分校（肢体重複学級設置校）	募集定員は別に公示する。
静岡県立伊豆の国特別支援学校	
静岡県立伊豆の国特別支援学校伊豆松崎分校（肢体重複学級設置校）	
静岡県立御殿場特別支援学校（肢体重複学級設置校）	
静岡県立沼津特別支援学校	
静岡県立沼津特別支援学校伊豆田方分校	
静岡県立沼津特別支援学校愛鷹分校	
静岡県立富士特別支援学校（肢体重複学級設置校）	
静岡県立富士特別支援学校富士宮分校	
静岡県立清水特別支援学校	
静岡県立静岡北特別支援学校	
静岡県立静岡北特別支援学校南の丘分校	
静岡県立藤枝特別支援学校（肢体重複学級設置校）	
静岡県立藤枝特別支援学校焼津分校	
静岡県立吉田特別支援学校（肢体重複学級設置校）	
静岡県立掛川特別支援学校（肢体重複学級設置校）	
静岡県立掛川特別支援学校御前崎分校	
静岡県立袋井特別支援学校（肢体重複学級設置校）	
静岡県立袋井特別支援学校磐田見付分校	
静岡県立浜北特別支援学校（肢体重複学級設置校）	
静岡県立浜松特別支援学校	
静岡県立浜松特別支援学校城北分校	
静岡県立浜松みをつくし特別支援学校	
静岡県立浜名特別支援学校（肢体重複学級設置校）	

2 志願者の資格

- (1) 又は(2)に該当する者のうち、(3)又は(4)に該当する者
 (1) 令和3年3月に特別支援学校の中学部を卒業見込みの者又は卒業した者
 (2) 令和3年3月に中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業見込みの者又は卒業した者
 (3) 知的障害を主たる障害とする者
 (4) 肢体不自由を主たる障害とし、併せて知的障害を有する者（肢体重複学級設置校のみ）
 ※各学校の通学区は以下のとおりとする。

ア 東部地区

学 校	通 学 区
静岡県立東部特別支援学校伊豆高原分校	熱海市、伊東市、東伊豆町、河津町
静岡県立伊豆の国特別支援学校	沼津市〔備前中、大沖、長井中、戸田中学校区〕、三島市、伊豆市、伊豆の国市、函南町
静岡県立伊豆の国特別支援学校伊豆松崎分校	下田市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
静岡県立御殿場特別支援学校	御殿場市、裾野市、小山町
静岡県立沼津特別支援学校	沼津市〔伊豆の国特別支援学校区を除く〕、清水町、長泉町
静岡県立沼津特別支援学校伊豆田方分校	伊豆市、伊豆の国市、函南町、沼津市〔戸田中学校区〕
静岡県立沼津特別支援学校愛鷹分校	沼津市〔戸田中学校区を除く〕、三島市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町
静岡県立富士特別支援学校	富士市、富士宮市
静岡県立富士特別支援学校富士宮分校	富士市、富士宮市

イ 中部地区

学 校	通 学 区
静岡県立清水特別支援学校	静岡市清水区、駿河区〔東豊田中学校区〕、富士市〔旧富士川町〕
静岡県立静岡北特別支援学校	静岡市〔清水特別支援学校区を除く〕
静岡県立静岡北特別支援学校南の丘分校	静岡市、富士市〔旧富士川町〕
静岡県立藤枝特別支援学校	焼津市〔旧大井川町除く〕、藤枝市、島田市〔大井川東岸〕、川根本町
静岡県立藤枝特別支援学校焼津分校	焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市〔北部地区〕、吉田町、川根本町
静岡県立吉田特別支援学校	島田市〔大井川西岸〕、吉田町、牧之原市〔御前崎中学校区を除く〕、焼津市〔旧大井川町〕

ウ 西部地区

学 校	通 学 区
静岡県立掛川特別支援学校	掛川市〔旧掛川市、旧大東町〕、菊川市、御前崎市〔旧浜岡町〕
静岡県立掛川特別支援学校御前崎分校	御前崎市、牧之原市〔南部地区〕、菊川市、掛川市〔南部地区〕
静岡県立袋井特別支援学校	袋井市、磐田市〔豊岡中学校区を除く〕、森町、掛川市〔旧大須賀町〕
静岡県立袋井特別支援学校磐田見付分校	掛川市〔旧掛川市〕、袋井市、磐田市、森町
静岡県立浜北特別支援学校	浜松市天竜区 浜松市浜北区〔亀玉小学校区を除く。ただし、肢体重複学級生徒は浜北区全域。〕 浜松市東区〔笠井中、与進中、中郡中、積志中学校区〕 磐田市〔豊岡中学校区〕
静岡県立浜松特別支援学校	浜松市〔浜北特別支援学校区、浜松みをつくし特別支援学校区、浜名特別支援学校区を除く〕
静岡県立浜松特別支援学校城北分校	浜松市、湖西市
静岡県立浜松みをつくし特別支援学校	浜松市北区 浜松市西区〔湖東中、庄内中学校区〕 浜松市中区〔萩丘地区〕

	※菽丘地区 葵東1～3丁目、高丘町、高丘東1～5丁目、花川町、西丘町、葵西1～6丁目、 高丘西1～4丁目、高丘北1～4丁目、泉町、泉1～4丁目、幸1～5丁目、 菽丘1～5丁目、小豆餅1～4丁目、和合町（西和自治会を除く）、 和合北1～4丁目、住吉1～5丁目 浜松市浜北区〔龜玉小学校区〕
静岡県立浜名特別支援学校	湖西市、浜松市西区〔雄踏町、舞阪町〕 ※肢体重複学級生徒は、浜松市北区〔三ヶ日町〕を含む。

3 入学志願の手続

- (1) 入学志願に必要な書類は、直接志願先学校で受け取るか、角形2号の返信用封筒（志願者の氏名、住所、郵便番号を明記し、切手（代金は各校で作成する入学者募集案内を参考にすること）を貼付したもの）を同封の上、郵送で申し込むこと。

書類の請求は、本校については令和2年12月4日（金）から令和3年1月5日（火）まで、分校については令和2年12月4日（金）から令和2年12月18日（金）までとする。ただし、この間の土曜日、日曜日、祝日及び令和2年12月26日（土）から令和3年1月3日（日）までの期間を除く。時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

(2) 出願書類

- ア 入学願書（志願者及び保護者作成）
- イ 調査書（在学又は出身校の校長作成 A4縦型）
- ウ その他、志願校が提出を求める書類

(3) 入学検定料

入学検定料は徴収しない。

(4) 出願書類の受付

- ア 出願書類は、志願者の在学する特別支援学校の校長又は中学校長を経由して、志願先特別支援学校長に提出する。本校は、令和3年1月28日（木）から令和3年2月1日（月）までに、分校は、令和3年1月5日（火）から令和3年1月7日（木）までに提出する。ただし、この間の土曜日、日曜日を除く。時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、最終日は午後3時までとする。

過年度卒業者においては、郵送又は直接持参する。

- イ 郵送による提出の場合は、書留・親展で、本校は令和3年2月1日（月）午後3時までに、分校は令和3年1月7日（木）午後3時までに必着のこと。その場合、事前に志願先特別支援学校長と連絡をとること。また、受検票を返送するので、長形3号の返信用封筒（志願者の氏名、住所、郵便番号を明記し、94円切手を貼付する。）を同封すること。

ウ 出願書類の提出先

静岡県立東部特別支援学校 伊豆高原分校	〒413-0232	伊東市八幡野 1120 電話番号 (0557) 55-2850 ファクシミリ番号 (0557) 55-2851
静岡県立御殿場特別支援学校	〒412-0033	御殿場市神山 1553-3 電話番号 (0550) 87-8200 ファクシミリ番号 (0550) 87-8211
静岡県立沼津特別支援学校 静岡県立伊豆の国特別支援学校	〒410-0306	沼津市大塚 823-1 電話番号 (055) 966-0980 ファクシミリ番号 (055) 967-5704
静岡県立伊豆の国特別支援学校 伊豆松崎分校	〒410-3625	賀茂郡松崎町桜田 188 電話番号 (0558) 43-2737 ファクシミリ番号 (0558) 43-2738
静岡県立沼津特別支援学校 愛鷹分校	〒410-0012	沼津市岡一色 875 電話番号 (055) 943-5177 ファクシミリ番号 (055) 922-0200

静岡県立沼津特別支援学校 伊豆田方分校	〒419-0124	田方郡函南町塚本 961 電話番号 (055) 970-2520 ファクシミリ番号 (055) 970-2521
静岡県立富士特別支援学校	〒417-0801	富士市大淵 3773-1 電話番号 (0545) 36-2345 ファクシミリ番号 (0545) 36-2397
静岡県立富士特別支援学校 富士宮分校	〒418-0053	富士宮市宮北町 233 電話番号 (0544) 29-7234 ファクシミリ番号 (0544) 23-2223
静岡県立清水特別支援学校	〒424-0024	静岡市清水区八坂東一丁目 16-1 電話番号 (054) 368-6800 ファクシミリ番号 (054) 366-5600
静岡県立静岡北特別支援学校	〒420-0953	静岡市葵区漆山 796 電話番号 (054) 245-8191 ファクシミリ番号 (054) 245-9983
静岡県立静岡北特別支援学校 南の丘分校	〒422-8032	静岡市駿河区有東三丁目 4-17 電話番号 (054) 266-7787 ファクシミリ番号 (054) 288-5565
静岡県立藤枝特別支援学校	〒426-0067	藤枝市前島 2281-1 電話番号 (054) 636-1891 ファクシミリ番号 (054) 636-3241
静岡県立藤枝特別支援学校 焼津分校	〒425-0026	焼津市焼津五丁目 5-2 電話番号 (054) 628-8111 ファクシミリ番号 (054) 628-8115
静岡県立吉田特別支援学校	〒421-0303	榛原郡吉田町片岡 2130 電話番号 (0548) 23-9871 ファクシミリ番号 (0548) 33-3580
静岡県立掛川特別支援学校	〒436-0030	掛川市杉谷南一丁目 1-2 電話番号 (0537) 29-6791 ファクシミリ番号 (0537) 23-3555
静岡県立掛川特別支援学校 御前崎分校	〒437-1612	御前崎市池新田 2907-1 電話番号 (0537) 85-7400 ファクシミリ番号 (0537) 85-3435
静岡県立袋井特別支援学校	〒437-0023	袋井市高尾 2753-1 電話番号 (0538) 43-6611 ファクシミリ番号 (0538) 43-6789
静岡県立袋井特別支援学校 磐田見付分校	〒438-0086	磐田市見付 2031-2 電話番号 (0538) 39-1800 ファクシミリ番号 (0538) 36-3200
静岡県立浜北特別支援学校 静岡県立浜松みをつくし特別支援学校	〒434-8505	浜松市浜北区西中瀬二丁目 3-1 電話番号 (053) 580-3377 ファクシミリ番号 (053) 588-3100
静岡県立浜松特別支援学校	〒430-0844	浜松市南区江之島町 1266-2 電話番号 (053) 425-7461 ファクシミリ番号 (053) 425-6410
静岡県立浜松特別支援学校 城北分校	〒430-0906	浜松市中区住吉五丁目 16-1 電話番号 (053) 415-9061 ファクシミリ番号 (053) 415-9062
静岡県立浜名特別支援学校	〒431-0303	湖西市新居町浜名 1855-71 電話番号 (053) 594-5658 ファクシミリ番号 (053) 594-6990

(5) 高等学校中途退学者の場合

高等学校を中途退学した者が志願する場合は、次によるものとする。

ア 第1学年をその年度の12月31日までに退学して出願する場合は、出身中学校長を経由して出願するものとする。

イ 第1学年をその年度の1月1日以降に退学して出願する場合及び第2学年、第3学年を退学して出願する場合は、退学した高等学校の校長を経由して出願するものとする。この場合、高等学校長は調査書の写しを作成し、併せて高等学校における学習と行動の記録等の書類を作成して添付するものとする。

4 入学者の選考

(1) 日時及び会場

ア 日時 本校 令和3年2月9日(火) 午前9時から

分校 令和3年1月19日(火) 午前9時から

伊豆松崎分校、愛鷹分校は令和3年1月20日(水) 午前9時から

※詳細は、志願先の学校の入学者募集案内に掲載

イ 会場 各志願先特別支援学校

(2) 内容等

ア 適性検査

イ 面接

※詳細は、志願先の学校の入学者募集案内に掲載

(3) 追検査

当日、病気その他のやむを得ない理由により、検査等を受けられなかった者で追検査の受検を希望する者は、選考検査当日午後3時までに追検査受検願(様式第4号)を在学する特別支援学校の校長又は中学校長を経由して志願先の学校長に提出し、その指示を受ける。

5 合格者の発表

本校は令和3年2月22日(月)、分校は令和3年1月28日(木)の正午以降に、志願先の学校に掲載するとともに、志願者の在学する特別支援学校の校長又は中学校長を経由して本人に合格通知書を交付する。また、過年度卒業者に対しては合格通知書を本人に直接郵送する。

志願者の在学する特別支援学校の校長又は中学校長が、他の者に合格通知書の受領を依頼する場合は、委任状(様式第7号)を作成し、受領時に志願先の特別支援学校の校長に提出すること。

※電話及びファクシミリ等による問い合わせは受け付けない。

6 再募集

選考の結果、合格者数が募集定員に満たない場合は、再募集を行う。

(1) 実施校・学科及び募集人数

再募集を実施する学校・学科及び募集人数は、本校、分校ともに令和3年2月22日(月)午後4時以降に各志願先特別支援学校において発表する。

(2) 再募集の願書の受付期間 令和3年3月16日(火)から3月17日(水)まで

(再募集の書類請求期間は、令和3年2月24日(水)から令和3年3月2日(火)までとする。ただし、この間の土曜日、日曜日を除く。時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、最終日は正午までとする。)

(3) 検査日 令和3年3月22日(月)

(4) 再募集合格者の発表 令和3年3月24日(水)

正午以降、志願先の学校に掲載する。

※詳細は、願書提出先の学校に問い合わせること。

7 当日の注意

(1) 受検票は必ず持参すること。

(2) 当日やむを得ない理由で受検できない場合は、検査開始時刻までに志願先の学校長に連絡を取り、指示を受けること。この場合、病気の者は医師の診断書を、交通機関の故障その他の場合は、関係機関等の証明書を取っておくこと。

- (3) 受検者は保護者同伴とする。ただし、やむを得ない場合は保護者に準ずる者とする。
- (4) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合の措置や、緊急事態発生時の対応については、学校の指示に従うこと。

8 その他の注意事項

- (1) 入学志願に当たっては、本要項のほか志願先の学校の入学者募集案内を参照すること。
- (2) 志願者は、願書提出以前に志願先の学校で教育相談を受けること。
- (3) 本要項等に不明な点がある場合は、直接志願先の学校に照会すること。

9 新型コロナウイルスの状況に応じた対応

新型コロナウイルス感染拡大等の状況によって、必要に応じて追って示す。

令和3年度 静岡県立特別支援学校（肢体不自由）

高等部入学者募集要項

静岡県立特別支援学校（肢体不自由）の高等部は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、肢体不自由を主たる障害とする生徒及び肢体不自由を主たる障害とし知的障害を併せ有する生徒に対して、高等学校に準ずる教育を施すとともに、その障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

1 学校及び募集定員

学 校	募 集 定 員
静岡県立東部特別支援学校	募集定員は別に公示する。
静岡県立中央特別支援学校	
静岡県立西部特別支援学校	

2 志願者の資格

(1)又は(2)に該当する者のうち、(3)又は(4)に該当する者

- (1) 令和3年3月に特別支援学校の中学部を卒業見込みの者又は卒業した者
- (2) 令和3年3月に中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業見込みの者又は卒業した者
- (3) 肢体不自由を主たる障害とする者
- (4) 肢体不自由を主たる障害とし、併せて知的障害を有する者

※各学校の通学区は以下のとおりとする。

ア 肢体不自由を主たる障害とする者

学 校	通 学 区
静岡県立東部特別支援学校	東部地区在住者
静岡県立中央特別支援学校	中部地区在住者
静岡県立西部特別支援学校	西部地区在住者

イ 肢体不自由を主たる障害とし、併せて知的障害を有する者

(ア) 東部地区

学 校	通 学 区
静岡県立東部特別支援学校	沼津市、三島市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町
静岡県立東部特別支援学校伊豆高原分校	熱海市、伊東市、東伊豆町、河津町
静岡県立伊豆の国特別支援学校伊豆松崎分校	下田市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
静岡県立御殿場特別支援学校	御殿場市、裾野市、小山町
静岡県立富士特別支援学校	富士市〔旧富士市〕、富士宮市

(イ) 中部地区

学 校	通 学 区
静岡県立中央特別支援学校	富士市〔旧富士川町〕、静岡市
静岡県立藤枝特別支援学校	焼津市〔旧大井川町除く〕、藤枝市、島田市〔大井川東岸〕、川根本町
静岡県立吉田特別支援学校	島田市〔大井川西岸〕、吉田町、牧之原市、御前崎市〔旧御前崎町〕、焼津市〔旧大井川町〕

(ウ) 西部地区

学 校	通 学 区
静岡県立西部特別支援学校	浜松市〔浜北特別支援学校及び浜名特別支援学校の通学区以外〕
静岡県立掛川特別支援学校	掛川市〔旧掛川市、旧大東町〕、菊川市、御前崎市〔旧浜岡町〕
静岡県立袋井特別支援学校	袋井市、磐田市〔豊岡中学校区を除く〕、森町、掛川市〔旧大須賀町〕
静岡県立浜北特別支援学校	浜松市浜北区、天竜区及び以下の中学校区 浜松市東区〔笠井中、与進中、中郡中、積志中〕 磐田市〔豊岡中学校区〕
静岡県立浜名特別支援学校	湖西市、浜松市西区〔雄踏町・舞阪町〕、浜松市北区〔三ヶ日町〕

3 入学志願の手続

- (1) 入学志願に必要な書類は、直接志願先学校で受け取るか、角形2号の返信用封筒（志願者の氏名、住所、郵便番号を明記し、切手（代金は各校で作成する入学者募集案内を参考にすること）を貼付したもの）を同封の上、郵送で申し込むこと。

書類の請求は、令和2年12月4日（金）から令和3年1月5日（火）までとする。ただし、この間の土曜日、日曜日、祝日及び令和2年12月26日（土）から令和3年1月3日（日）までの期間を除く。時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

(2) 出願書類

- ア 入学願書（志願者及び保護者作成）
- イ 調査書（在学校又は出身校の校長作成 A4縦型）
- ウ その他、志願校が提出を求める書類
 - ・入学志願者個票（保護者作成）
 - ・日常生活動作調査票（保護者作成）
 - ・保健調査票（保護者作成） 等

(3) 入学検定料

入学検定料は徴収しない。

(4) 出願書類の受付

- ア 出願書類は、令和3年1月28日（木）から令和3年2月1日（月）までに、志願者の在学する特別支援学校の校長又は中学校長を経由して、志願先特別支援学校長に提出する。ただし、この間の土曜日、日曜日を除く。時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、最終日は午後3時までとする。

過年度卒業者においては、郵送又は直接持参する。

- イ 郵送による提出の場合は、書留・親展で令和3年2月1日（月）午後3時までに必着のこと。その場合、事前に志願先特別支援学校長と連絡をとること。また、受検票を返送するので、長形3号の返信用封筒（志願者の氏名、住所、郵便番号を明

記し、94円切手を貼付する。)を同封すること。

ウ 出願書類の提出先

静岡県立東部特別支援学校	〒410-2122	伊豆の国市寺家 246-1 電話番号 (055)949-2309 ファクシミリ番号 (055)949-6182
静岡県立中央特別支援学校	〒420-0953	静岡市葵区漆山 777 電話番号 (054)246-5504 ファクシミリ番号 (054)247-6929
静岡県立西部特別支援学校	〒433-8108	浜松市北区根洗町 597-1 電話番号 (053)436-1370 ファクシミリ番号 (053)437-9098

(5) 高等学校中途退学者の場合

高等学校を中途退学した者が志願する場合は、次によるものとする。

ア 第1学年をその年度の12月31日までに退学して出願する場合は、出身中学校長を経由して出願するものとする。

イ 第1学年をその年度の1月1日以降に退学して出願する場合及び第2学年、第3学年を退学して出願する場合は、退学した高等学校の校長を経由して出願するものとする。この場合、高等学校長は調査書の写しを作成し、併せて高等学校における学習と行動の記録等の書類を作成して添付するものとする。

4 入学者の選考

(1) 日時及び会場

ア 日時 令和3年2月9日(火)午前9時から

※詳細は、志願先の学校の入学者募集案内に掲載

イ 会場 各志願先特別支援学校

(2) 内容等

ア 適性検査

イ 面接

※詳細は、志願先の学校の入学者募集案内に掲載

(3) 追検査

当日、病気その他のやむを得ない理由により、検査等を受けられなかった者で追検査の受検を希望する者は、選考検査当日午後3時までに追検査受検願(様式第4号)を在学する特別支援学校の校長又は中学校長を経由して志願先の学校長に提出し、その指示を受ける。

5 合格者の発表

令和3年2月22日(月)正午以降に、志願先の学校に掲示するとともに、志願者の在学する特別支援学校の校長又は中学校長を経由して本人に合格通知書を交付する。また、過年度卒業者に対しては合格通知書を本人に直接郵送する。

志願者の在学する特別支援学校の校長又は中学校長が、他の者に合格通知書の受領を依頼する場合は、委任状(様式第7号)を作成し、受領時に志願先の特別支援学校の校長に提出すること。

※電話及びファクシミリ等による問い合わせは受け付けない。

6 再募集

選考の結果、合格者数が募集定員に満たない場合は、再募集を行う。

(1) 実施校・学科及び募集人数

再募集を実施する学校・学科及び募集人数は、令和3年2月22日（月）午後4時以降に各志願先特別支援学校において発表する。

(2) 再募集の願書の受付期間 令和3年3月16日（火）から3月17日（水）まで

（再募集の書類請求期間は、令和3年2月24日（水）から令和3年3月2日（火）までとする。ただし、この間の土曜日、日曜日を除く。時間は午前9時から午後4時30分までとする。ただし、最終日は正午までとする。）

(3) 検査日 令和3年3月22日（月）

(4) 再募集合格者の発表 令和3年3月24日（水）

正午以降、志願先の学校に掲示する。

※詳細は、願書提出先の学校に問い合わせること。

7 当日の注意

(1) 受検票は必ず持参すること。

(2) 当日やむを得ない理由で受検できない場合は、検査開始時刻までに志願先の学校長に連絡を取り、指示を受けること。この場合、病気の者は医師の診断書を、交通機関の故障その他の場合は、関係機関等の証明書を取っておくこと。

(3) 受検者は保護者と一緒に面接を行うので、必ず保護者同伴とする。ただし、保護者を同伴できない場合は、保護者に準ずる者を同伴すること。面接時以外の保護者の付き添いについては志願先の学校長の指示に従うこと。

(4) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合の措置や、緊急事態発生時の対応については、学校の指示に従うこと。

8 その他の注意事項

(1) 入学志願に当たっては、本要項のほか志願先の学校の入学者募集案内を参照すること。

(2) 志願者は、願書提出以前に志願先の学校で教育相談を受けること。

(3) 本要項等に不明な点がある場合は、直接志願先の学校に照会すること。

9 新型コロナウイルスの状況に応じた対応

新型コロナウイルス感染拡大等の状況によって、必要に応じて追って示す。

令和3年度

静岡県立特別支援学校（病弱）

高等部入学者募集要項

静岡県立特別支援学校（病弱）の高等部は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、高等学校に準ずる教育を施すとともに、その障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

1 学校及び募集定員

学 校	募 集 定 員
静岡県立天竜特別支援学校	募集定員は別に公示する。

2 志願者の資格

(1)若しくは(2)又はこれと同等以上の学力があると認められる者のうち、(3)及び(4)に該当する者

(1) 令和3年3月に特別支援学校の中学部を卒業見込みの者又は卒業した者

(2) 令和3年3月に中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業見込みの者又は卒業した者

(3) 学校教育法施行令第22条の3に該当する者（以下のいずれかに該当する者）

ア 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の者

イ 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度の者

(4) 入学時に天竜病院において入院等による治療を受ける見込みの者

3 入学志願の手続

(1) 入学志願に必要な書類は、直接志願先学校で受け取るか、角形2号の返信用封筒（志願者の氏名、住所、郵便番号を明記し、切手（代金は天竜特別支援学校で作成する入学者募集案内を参考にすること）を貼付したもの）を同封の上、郵送で申し込むこと。

書類の請求は、令和3年1月5日（火）から令和3年1月25日（月）までとする。

ただし、この間の土曜日、日曜日及び祝日を除く。時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

(2) 出願書類

ア 特別支援学校の中学部又は中学校在学者

(ア) 入学願書（志願者及び保護者作成）

(イ) 診断書（天竜病院で作成したもの。ただし、天竜特別支援学校中学部在学者は必要としない。）

(ウ) 調査書（在学校の校長作成 A4縦型）

イ 過年度卒業生

(ア) 入学願書（志願者及び保護者作成）

(イ) 診断書（天竜病院で作成したもの）

(ウ) 調査書（出身校の校長作成）

(エ) 令和3年1月以降に実施した医師の健康診断書

ウ その他、志願校が提出を求める書類

(3) 入学検定料

入学検定料は徴収しない。

(4) 出願書類の受付

ア 出願書類は、令和3年2月16日(火)から令和3年2月18日(木)までに、志願者の在学する特別支援学校の校長又は中学校長を経由して、天竜特別支援学校長に提出する。時間は午前9時から午後4時30分までとする。ただし、最終日は午後3時までとする。

過年度卒業者においては、郵送又は直接持参する。

イ 郵送による提出の場合は、書留・親展で令和3年2月18日(木)午後3時までに必着のこと。その場合、事前に志願先特別支援学校長と連絡をとること。また、受検票を返送するので、長形3号の返信用封筒(志願者の氏名、住所、郵便番号を明記し、94円切手を貼付する。)を同封すること。

ウ 出願書類の提出先

静岡県立天竜特別支援学校	〒431-3423	浜松市天竜区渡ヶ島 201-2 電話番号 (053)926-2255 ファクシミリ番号 (053)926-2278
--------------	-----------	---

(5) 高等学校中途退学者の場合

高等学校を中途退学した者が志願する場合は、次によるものとする。

ア 第1学年をその年度の12月31日までに退学して出願する場合は、出身中学校長を経由して出願するものとする。

イ 第1学年をその年度の1月1日以降に退学して出願する場合及び第2学年、第3学年を退学して出願する場合は、退学した高等学校の校長を経由して出願するものとする。この場合、高等学校長は調査書の写しを作成し、併せて高等学校における学習と行動の記録等の書類を作成して添付するものとする。

4 入学者の選考

(1) 日時及び会場

ア 日時 令和3年3月3日(水) 午前9時から

※詳細は、入学者募集案内に掲載

イ 会場 静岡県立天竜特別支援学校

(2) 内容等

学力調査

面接

※詳細は、入学者募集案内に掲載

(3) 追検査

当日、病気その他のやむを得ない理由により、検査等を受けられなかった者で追検査の受検を希望する者は、選考検査当日午後3時までに追検査受検願(様式第4号)を在学する特別支援学校の校長又は中学校長を経由して天竜特別支援学校長に提出し、その指示を受ける。

5 合格者の発表

令和3年3月12日(金)正午以降に、天竜特別支援学校に掲示するとともに、志願者

の在学する特別支援学校の校長又は中学校長を経由して本人に合格通知書を交付する。
また、過年度卒業者に対しては合格通知書を本人に直接郵送する。

志願者の在学する特別支援学校の校長又は中学校長が、他の者に合格通知書の受領を依頼する場合は、委任状（様式第7号）を作成し、受領時に志願先の特別支援学校の校長に提出すること。

※電話及びファクシミリ等による問い合わせは受け付けない。

6 再募集

選考の結果、合格者数が募集定員に満たない場合は、再募集を行う。

(1) 学科及び募集人数

再募集を実施する学科及び募集人数は、令和3年3月12日（金）午後4時以降に天竜特別支援学校において発表する。

(2) 再募集の願書の受付期間 令和3年3月16日（火）から3月17日（水）まで

（再募集の書類請求は、令和3年3月15日（月）午前9時から午後4時30分まで）

(3) 検査日 令和3年3月22日（月）

(4) 再募集合格者の発表 令和3年3月24日（水）

正午以降、天竜特別支援学校に掲示する。

※詳細は、天竜特別支援学校に問い合わせること。

7 当日の注意

(1) 受検票は必ず持参すること。

(2) 当日やむを得ない理由で受検できない場合は、検査開始時刻までに天竜特別支援学校校長に連絡を取り、指示を受けること。この場合、病気の者は医師の診断書を、交通機関の故障その他の場合は、関係機関等の証明書を取っておくこと。

(3) 受検者は保護者と一緒に面接を行うので、必ず保護者同伴とする。ただし、保護者を同伴できない場合は、保護者に準ずる者を同伴することができる。

なお、保護者及び保護者に準ずる者を同伴できない場合はその旨申し出ること。また、面接時以外の保護者の付き添いについては、天竜特別支援学校長の指示に従うこと。

(4) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合の措置や、緊急事態発生時の対応については、学校の指示に従うこと。

8 その他の注意事項

(1) 入学志願に当たっては、本要項のほか天竜特別支援学校の入学者募集案内を参照すること。

(2) 志願者は、願書提出以前に天竜特別支援学校で教育相談を受けること。

(3) 本要項等に不明な点がある場合は、直接天竜特別支援学校に照会すること。

9 新型コロナウイルスの状況に応じた対応

新型コロナウイルス感染拡大等の状況によって、必要に応じて追って示す。

高等部訪問教育入学者募集要項

静岡県立特別支援学校高等部訪問教育は、特別支援学校に通学することが困難な重度の障害を有する生徒に、高等学校に準ずる教育を施すとともに、その障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

1 学校及び募集定員（令和3年度訪問教育入学者を募集する学校）

学 校	募 集 定 員
静岡県立吉田特別支援学校	募集定員は別に公示する 高等部定員を含む。
静岡県立中央特別支援学校	
静岡県立西部特別支援学校	
静岡県立天竜特別支援学校	

2 志願者の資格

(1)又は(2)に該当する者のうち、静岡県立特別支援学校訪問教育実施要綱第3条に該当する者

(1) 令和3年3月に特別支援学校の中学部を卒業見込み又は卒業した者

(2) 令和3年3月に中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業見込みの者又は卒業した者

3 入学志願の手続

令和3年度静岡県立特別支援学校（知的障害）高等部入学者募集要項、令和3年度静岡県立特別支援学校（肢体不自由）高等部入学者募集要項、令和3年度静岡県立特別支援学校（病弱）高等部入学者募集要項（以下「令和3年度募集要項」という。）の3に準ずる。ただし、出願書類のうち、「入学願書」及び「調査書」以外は各学校の募集案内に従うこと。

4 入学者の選考

書類審査、面接等による。

5 合格者の発表

令和3年度募集要項の5に準ずる。

6 再募集

令和3年度募集要項の6に準ずる。

令和3年度

静岡県立特別支援学校（視覚障害）
高等部専攻科入学者募集要項

高等部専攻科入学者募集要項

静岡県立特別支援学校（視覚障害）の専攻科は、特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者で視覚障害を主たる障害とする生徒を対象に、理療科、保健理療科の2学科の入学者を募集する。

理療科では、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師の各療師を目指すための専門的知識、技能、態度を養う教育を行うことを目的とする。

保健理療科では、あん摩マッサージ指圧師を目指すための専門的知識、技能及び態度を養う教育を行うことを目的とする。

1 学校、学科及び募集定員

学 校	学 科	募 集 定 員
静岡県立浜松視覚特別支援学校	理 療 科	募集定員は別に公示する。
	保健理療科	

2 志願者の資格

(1)及び(2)に該当する者

- (1) 令和3年3月に特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業見込みの者又は特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者
- (2) 以下のいずれかの視覚障害の程度の者
 - ア 両眼の視力が矯正（眼鏡使用）で0.3未満の者
 - イ 視力以外の視機能障害（視野、光覚等）が強度の者
 - ウ 将来、視力が著しく減退するおそれのある者

3 入学志願の手続

- (1) 入学志願に必要な書類は、直接志願先学校で受け取るか、角形2号の返信用封筒（志願者の氏名、住所、郵便番号を明記し、切手（代金は浜松視覚特別支援学校で作成する入学者募集案内を参考にすること）を貼付したもの）を同封の上、郵送で申し込むこと。

書類の請求は、令和3年1月5日（火）から令和3年1月25日（月）までとする。ただし、この間の土曜日、日曜日、祝日を除く。時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

(2) 出願書類

- ア 入学願書（志願者及び保護者作成）
- イ 調査書又は単位修得証明書（在学校又は出身校の校長作成 調査書：A4縦型）
- ウ 健康診断書（医師作成）（眼科診断書及び内科診断書）
ただし、現在浜松視覚特別支援学校高等部に在学していない者
- エ その他、志願校が提出を求める書類

(3) 入学検定料

入学検定料は徴収しない。

(4) 出願書類の受付

ア 出願書類は、令和3年2月16日（火）から令和3年2月18日（木）までに、志願者の在学する特別支援学校の校長又は高等学校長を経由して、浜松視覚特別支援学校長に提出する。時間は午前9時から午後4時30分までとする。ただし、最終日は午後3時までとする。

過年度卒業生においては、郵送又は直接持参する。

イ 郵送による提出の場合は、書留・親展で令和3年2月18日（木）午後3時までに必着のこと。その場合、事前に志願先特別支援学校長と連絡をとること。また、受検票を返送するので、長形3号の返信用封筒（志願者の氏名、住所、郵便番号を明記し、94円切手を貼付する。）を同封すること。

ウ 出願書類の提出先

静岡県立浜松視覚特別支援学校	〒433-8111	浜松市中区葵西五丁目9-1 電話番号(053)436-1261 ファクシミリ番(053)438-2876
----------------	-----------	--

4 入学者の選考

(1) 日時及び会場

ア 日時 令和3年3月3日（水）午前9時から

イ 会場 静岡県立浜松視覚特別支援学校

(2) 内容等（理療科・保健理療科とも）

ア 学力検査（一般教養）

イ 適性検査（身体機能検査など）

ウ 面接

(3) 追検査

当日、病気その他のやむを得ない理由により、検査等を受けられなかった者で追検査の受検を希望する者は、選考検査当日午後3時までに追検査受検願（様式第4号）を在学する特別支援学校の校長又は高等学校長を経由して浜松視覚特別支援学校長に提出し、その指示を受ける。

5 合格者の発表

令和3年3月12日（金）正午以降、浜松視覚特別支援学校に掲示するとともに、志願者の在学する特別支援学校の校長又は高等学校長を経由して本人に合格通知書を交付する。また、過年度卒業者に対しては合格通知書を本人に直接郵送する。

志願者の在学する特別支援学校の校長又は高等学校長が、他の者に合格通知書の受領を依頼する場合は、委任状（様式第7号）を作成し、受領時に志願先の特別支援学校の校長に提出すること。

※電話及びファクシミリ等による問い合わせは受け付けない。

6 再募集

選考の結果、合格者数が募集定員に満たない場合は、再募集を行う。

(1) 学科及び募集人数

再募集を実施する学科及び募集人数は、令和3年3月12日（金）午後4時以降に浜松視覚特別支援学校において発表する。

(2) 再募集の願書の受付期間 令和3年3月16日（火）から3月17日（水）まで

（再募集の書類請求は、令和3年3月15日（月）午前9時から午後4時30分まで）

(3) 検査日 令和3年3月22日（月）

(4) 再募集合格者の発表 令和3年3月24日（水）

正午以降、浜松視覚特別支援学校に掲示する。

※詳細は、浜松視覚特別支援学校に問い合わせること。

7 当日の注意

(1) 受検票は必ず持参すること。

(2) 当日やむを得ない理由で受検できない場合は、検査開始時刻までに浜松視覚特別支援学校長に連絡を取り、指示を受けること。この場合、病気の者は医師の診断書を、交通機関の故障その他の場合は、関係機関等の証明書を取っておくこと。

(3) 受検者は保護者と一緒に面接を行うので、必ず保護者同伴とする。ただし、保護者を同伴できない場合は、保護者に準ずる者を同伴することができる。

なお、保護者及び保護者に準ずる者を同伴できない場合はその旨申し出ること。また面接時以外の保護者の付き添いについては浜松視覚特別支援学校長の指示に従うこと。

(4) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合の措置や、緊急事態発生時の対応については、学校の指示に従うこと。

8 その他の注意事項

(1) 入学志願に当たっては、本要項のほか浜松視覚特別支援学校の入学者募集案内を参照すること。

(2) 志願者は、願書提出以前に浜松視覚特別支援学校で教育相談を受けること。

(3) 本要項等に不明な点がある場合は、直接浜松視覚特別支援学校に照会すること。

9 新型コロナウイルスの状況に応じた対応

新型コロナウイルス感染拡大等の状況によって、必要に応じて追って示す。

(付属資料1)

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合の措置について

- 1 入学者選考の検査日以前に、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されている場合は、状況把握等の情報収集につとめる。また、県教育委員会等の指示に従う。
- 2 検査当日、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合は、令和3年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考に関する一切の業務（以下「入学者選考業務」という。）を停止する。
- 3 入学者選考業務を停止した場合の当該業務の再開については、県教育委員会の指示に従う。
- 4 面接、作文、小論文、実技検査及び学力検査等実施中に「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合は、受検者及び付添人の安全を確保するため、次に示すところに従い、自校の地震防災計画に準じて、具体的な対策を立てる。

(1) 教職員に対して、業務分担を明確にするとともに、当日の措置について、周知徹底を図る。

(2) 受検者に対する措置

ア 検査室において学力検査（作文等を含む。）を中止する場合の指示事項

指示事項

ただいま、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されました。
学力検査（作文等）は、直ちに中止します。問題用紙（作文問題）と解答用紙（作文用紙）を重ねて、机の上に置きなさい。
受検票と筆記用具を持ちなさい。
先生の誘導に従って、学校の定める安全な場所に移動しなさい。
(必要がある場合は、校内及び周辺の危険箇所図を配布する。)

イ 上記ア以外の場合の指示事項は、校長が適宜定める。

(3) 付添人に対する措置

ア 控室における指示事項

指示事項

ただいま、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されました。直ちに、学校職員の誘導に従って、学校の定める安全な場所に移動してください。

イ 上記ア以外の場合の指示事項は、校長が適宜定める。

(4) その他

ア 学力検査（作文等を含む。）を中止した場合の検査室における問題用紙等の取扱い

問題用紙等は、誘導の際は回収せず、検査室にそのままにしておく。

イ 平常時における準備及び連絡事項

(ア) 控室の準備

控室には、学校の定める安全な場所に至るまでの経路図等を掲示する。

(イ) 付添人への連絡

受検者が検査室に入場した後、控室において、付添人に次の連絡をする。

連絡事項

- 1 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合は、面接、作文、実技検査及び学力検査等は、直ちに中止します。
- 2 受検者は、監督者等に誘導されて、ここに掲げる場所に向かいます。
(学校の定める安全な場所への経路図を図示する。)
- 3 校内及び周辺の危険箇所は、次図に示すとおりです。
(危険箇所を図示する。)
- 4 その他、学校の指示に従ってください。

ウ ここに示す以外のことについては、校長が適宜定める。

(付属資料2)

入学者選考に係る情報の開示

高等部入学者選考に係る情報の開示は下記により対応する。

1 提供の対象となる情報

- (1) 調査書
- (2) 各種検査の結果（面接、適性検査、学力検査）

2 請求等の手続き

(1) 調査書

静岡県個人情報保護条例（平成15年4月1日施行）に基づいて手続きを行う。

(2) 調査書以外の資料

ア 請求期間

令和3年4月1日から令和3年4月30日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 請求先

受検した県立特別支援学校

ウ 請求方法

受検者本人（法定代理人）が受検票を提示するとともに、口頭により希望する資料の結果を請求し、簡易な請求願に必要事項を記入する。

エ 提供方法

請求を受けた県立特別支援学校は、受検者本人であることを確認の上、請求のあった情報を閲覧又は資料により提供する。

オ 時間

午前9時から午後4時までの間で各特別支援学校が定める。

3 その他

1に定めるもののほか、入学者選考に係る情報の開示に関する事項については、静岡県情報公開条例（平成13年4月1日施行）及び静岡県個人情報保護条例に基づいて行う。

令和3年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考及び高等部専攻科入学者選考の日程

月	日	曜	高等学校	特別支援学校 (視覚障害・聴覚障害・病弱)	特別支援学校 (肢体不自由・知的障害：本校)	特別支援学校 (知的障害：分校)	
12月	3	木					
	4	金			願書等請求開始	願書等請求開始	
	5	土					
	6	日					
	7	月					
	8	火					
	9	水					
	10	木					
	11	金					
	12	土					
	13	日					
	14	月					
	15	火					
	16	水					
	17	木					
	18	金				願書等請求締切	
	19	土					
	20	日					
	21	月					
	22	火					
	23	水					
	24	木					
	25	金					
	26	土					
	27	日					
	28	月					
	29	火					
	30	水					
	31	木					
	1月	1	金				
		2	土				
3		日					
4		月					
5		火		願書等請求開始	願書等請求締切	願書受付開始	
6		水				↓	
7		木				願書受付締切	
8		金					
9		土					
10		日					
11		月	成人の日				
12		火					
13		水					
14		木					
15		金					
16		土					
17		日					
18		月					
19		火				選考検査(伊豆高原・伊豆田方・富士宮・南の丘・焼津・御前崎・磐田見付・城北) 追検査書類提出(15:00まで)	
20		水				選考検査(伊豆松崎・愛鷹) 追検査書類提出(15:00まで)	
21		木					
22		金					
23		土					
24		日					
25		月		願書等請求締切			
26		火				追検査(全分校)	
27		水					
28		木			願書受付開始	合格者発表	
29		金			↑		
30		土					
31		日					

月	日	曜	高等学校	特別支援学校 (視覚障害・聴覚障害・病弱)	特別支援学校 (肢体不自由・知的障害：本校)	特別支援学校 (知的障害：分校)
2月	1	月			願書受付締切	
	2	火				
	3	水				
	4	木				
	5	金				
	6	土				
	7	日				
	8	月				
	9	火			選考検査 追検査書類提出(15:00まで)	
	10	水				
	11	木	建国記念の日			
	12	金				
	13	土				
	14	日				
	15	月				
	16	火	一般選抜願書受付	願書受付開始		
	17	水	↑	↑		
	18	木	一般選抜願書受付締切	願書受付締切	追検査	
	19	金				
	20	土				
	21	日				
	22	月			合格者発表	
	23	火	天皇誕生日			
	24	水	志願変更受付開始		●再募集書類請求開始	●再募集書類請求開始
	25	木	志願変更受付締切			
	26	金				
	27	土				
	28	日				
3月	1	月				
	2	火			●再募集書類請求締切	●再募集書類請求締切
	3	水	学力検査(全日制) 学力検査・面接等(定時制)	選考検査 追検査書類提出(15:00まで)		
	4	木	面接・実技検査等(全日制) 追検査受検願書受付			
	5	金				
	6	土				
	7	日				
	8	月				
	9	火	追検査	追検査		
	10	水				
	11	木				
	12	金	合格者発表	合格者発表		
	13	土				
	14	日				
	15	月			●再募集書類請求(9:00~16:30)	
16	火	●再募集願書受付開始	●再募集願書受付開始	●再募集願書受付開始	●再募集願書受付開始	
17	水	●再募集願書受付締切	●再募集願書受付締切	●再募集願書受付締切	●再募集願書受付締切	
18	木					
19	金					
20	土	春分の日				
21	日					
22	月	●再募集 面接、作文及び小論文等	●再募集検査	●再募集検査	●再募集検査	
23	火					
24	水	●再募集合格者発表	●再募集合格者発表	●再募集合格者発表	●再募集合格者発表	
25	木					
26	金					
27	土					
28	日					
29	月					
30	火					
31	水					

令和3年度

静岡県立特別支援学校

高等部入学者選考実施要領

静岡県立特別支援学校（視覚障害）

高等部専攻科入学者選考実施要領

編集・発行 静岡県教育委員会 特別支援教育課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電話番号 054-221-2942